

令和元年7月22日

平成30年度  
第二次北谷町男女共同参画推進計画（改定版）実施状況報告書  
— 公表 —

北谷町総務部町長室

## 第二次北谷町男女共同参画推進計画（改定版）実施状況報告書について

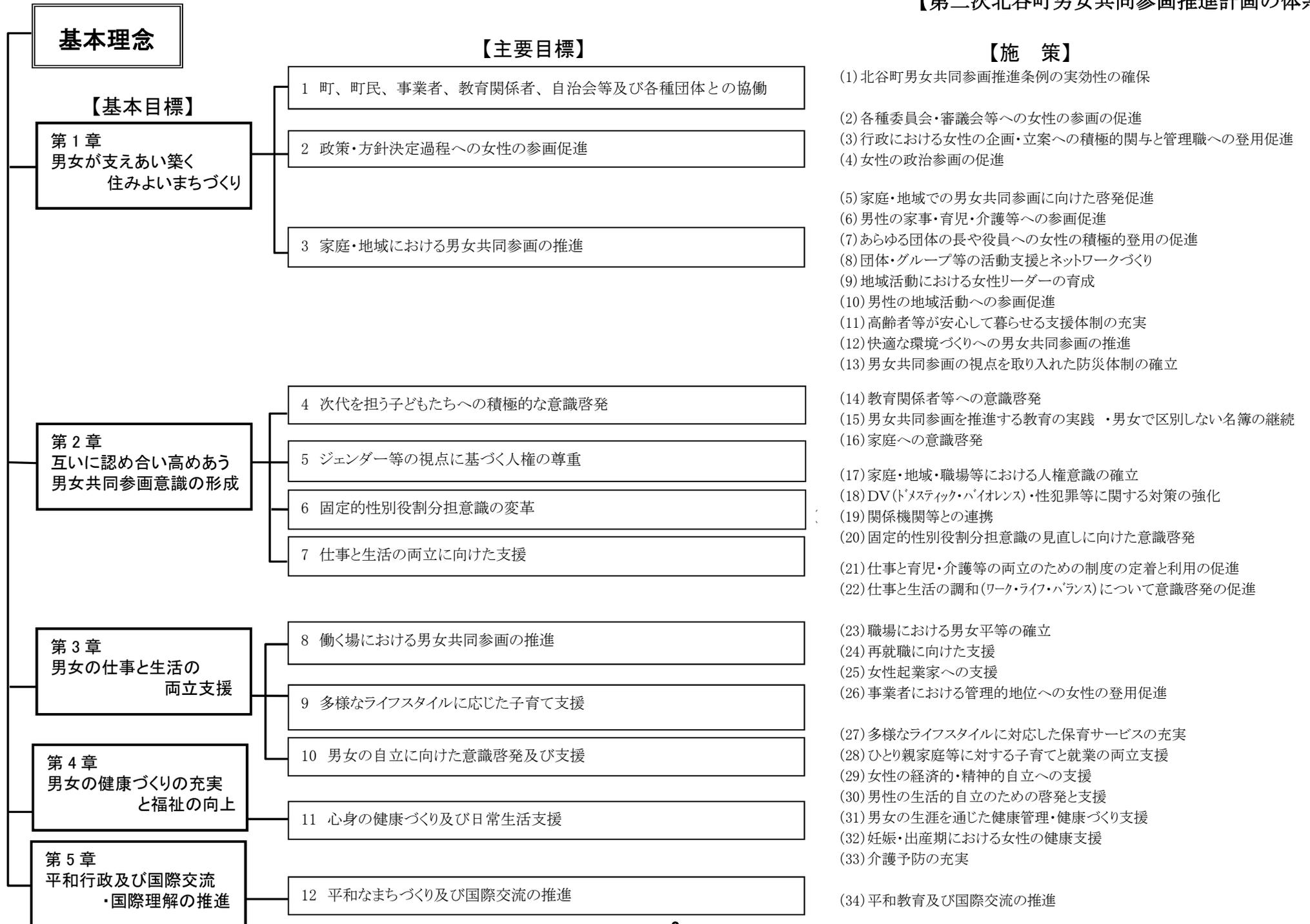
第二次北谷町男女共同参画推進計画（改定版）は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び北谷町男女共同参画推進条例第13条に位置づけられた計画です。

この計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間とし、このうち改定後（後半期）に当たる平成29年度から平成33年度までの5年間において、基本理念8項目、基本目標5項目、主要目標12項目、施策34項目及び具体的施策97項目に取り組む中で、特に、重点施策①北谷町男女共同参画推進条例の実効性の確保、②男女共同参画を推進する教育の実践（「男女で区別しない名簿」の継続）、DV（ドメスティック・バイオレンス）・性犯罪等に関する対策の強化の3項目に注力しています。

本書は、北谷町男女共同参画推進条例第19条及び北谷町男女共同参画推進計画の推進に関する調査及び公表に関する要項（平成30年1月18日町長決裁）に基づき、平成30年度における実施状況を施策34項目の「主な実施事業の内容（取組と成果等）」について施策毎にまとめ、北谷町男女共同参画会議の意見等を付して報告します。

1 第二次北谷町男女共同参画推進計画の体系	P2
2 北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況（平成30年度）	P3-21
3 資料	
(1) 第二次北谷町男女共同参画推進計画（改定版）における施策34項目及び具体的施策97項目	P22-25
(2) 男女共同参画社会基本法（抄）	P26
(3) 北谷町男女共同参画推進条例（抄）	P26

## 【第二次北谷町男女共同参画推進計画の体系】



北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第1章 男 女が支えあ い築く住み よいまちづ くり	1町、町民、事業 者、教育関係 者、自治会等及 び各種団体との 協働	(1) 北谷町男 女共同参画推 進条例の実効 性の確保	3	町長室 全庁	【町長室】 ・男女共同参画推進月間の推進について、6月の男女共同参画推進月間にパネル展、講演会(7-クワイ7 バランス：参加者31名)、第10回標語コンクール(応募総数526首)のほか、初の試みとして、毎月 定例で開催している「人権行政町民無料法律相談」の機会を活用し、特設「女性相談日」を実施し た。(特設「女性相談日」については、人権擁護委員の協力を得ながら継続する予定である。) ・男女共同参画の視点に基づく行政の事務対応について、業務上必要のない性別による用紙色分け や様式性別欄等に関する調査を全庁に実施し、庁内の情報収集を行った。
	2政策・方針決定 過程への女性の 参画促進	(2) 各種委員 会・審議会等 への女性の参 画の促進	3	町長室 全庁	【町長室】 ・審議会等委員への女性の積極的登用について、女性委員の積極的登用についての全庁通知を3月 に行った。(対前年度比1.0%減 H30年度調査 36.5%、H29年度調査 37.5%、H28年度調査 30.6%) ・女性委員ゼロ委員会及び審議会の解消について、女性委員登用率調査(10月)及び積極的登用に ついての通知(3月)を実施した。(対前年度比3審議会等減、H30年度調査 4審議会、H29年度調 査 7審議会、H28年度調査 5審議会)(平成30年度調査では、女性委員ゼロ委員会等は、北谷町行 政不服審査会、北谷町土地区画整理審議会、北谷町桑江伊平土地区画整理評価委員会、北谷町国指 定史跡伊礼原遺跡整備計画検討委員会の4つである。)

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第1章 男 女が支えあ い築く住み よいまちづ くり	2政策・方針決定 過程への女性の 参画促進	(3) 行政にお ける女性の企 画・立案への 積極的関与と 管理職への登 用促進	4	総務課 全庁	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対する男女共同参画研修の充実について、女性リーダー研修等への派遣について広く周知した。女性リーダー研修への派遣者はなかったが、庁内で開催した「調整力発揮研修」への女性職員の参加は15名中5名であった。</li> <li>・女性の研修機会の拡大及び積極的な参加の促進について、県内、県外研修について男女を問わず派遣した。研修内容の充実のため、職員スキルアップ研修を実施した。 (女性の研修参加率 県外研修H29 23.5%→H30 25%、県内研修H29 52.6%→H30 51.8%)</li> <li>・女性職員の管理職への環境整備について、女性リーダー研修への派遣者はなかったが、庁内で開催した「調整力発揮研修」への女性職員の参加は15名中5名であった。 (部長職7名中0名、課長職23名中2名、課長補佐職1名中0名、係長職57名中34人)</li> <li>・女性職員の職種への配慮(庶務担当等への偏りの防止)について、女性職員の職種への配慮について周知した。</li> </ul> <p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対する男女共同参画研修の充実について、職員へ向けた研修として新採用職員フォロー研修において男女共同参画行政について周知啓発ができた。</li> </ul>
		(4) 女性の政 治参画の促進	1	町長室	<p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の政策・方針決定過程への参画の促進について、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行等の女性の政治参画に関する情報を情報誌ハーモニーにより発信をした。</li> </ul>

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第1章 男 女が支えあ い築く住み よいまちづ くり	3家庭・地域にお ける男女共同参 画の推進	(5) 家庭・地 域での男女共 同参画に向け た啓発促進	4	町長室	<p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会」という用語や趣旨の周知徹底について、情報誌ハーモニー、参画推進月間、標語コンクール等で各種啓発事業により周知した。</li> <li>*標語応募総数526首、ハーモニー発行54～56号、クリアファイル配布6,000枚</li> <li>・町民参加型の啓発事業について、第10回標語コンクールを開催した。</li> <li>*標語応募総数526首 H29:950首、H28:729首</li> </ul>
		(6) 男性の家 事・育児・介 護等への参画 促進	2	町長室 子ども家庭課 福祉課 社会教育課 保健衛生課	<p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の家事・育児・介護等への参画促進について、参画推進月間にワークライフバランスをテーマに講演会を開催した。(参加者:31名)</li> </ul> <p>【子ども家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の家事・育児・介護等への参画促進について、妊娠届出及び出生届の際にパンフレットを配付した。また、両親学級及び育児学級を実施した。</li> <li>(妊娠届出総数253人(H31.2.18時点) 両親学級延べ参加人数(2クール時点)74人(平均10人)、育児学級1延べ参加人数(4回実施現在)103人(平均25人)、育児学級2延べ参加人数(3回実施現在)86人(平均28人))</li> </ul> <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の家事・育児・介護等への参画促進について、地区公民館において男の料理教室の開催ができた。参加人数:桃原区8人、桑江区3人、謝苅区7人</li> </ul> <p>【保健衛生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の家事・育児・介護等への参画促進について、食・栄養に関する教室等を開催した。</li> <li>参加者:スマートダイエット教室 15人中男性2人、出前健康教育 17人中男性1人、バランスアップ栄養教室等 40人中男性12人</li> </ul>

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第1章 男 女が支えあ い築く住み よいまちづ くり	3家庭・地域にお ける男女共同参 画の推進	(7) あらゆる 団体の長や役 員への女性の 積極的登用の 促進	1	町長室	【町長室】 ・自治会区政委員会やPTA役員等への女性選出の働きかけについて、情報誌ハーモニーや参画推進月間において情報発信を行った。(自治会区政委員の女性の割合は、11行政区の平均が約30.8%である。)
		(8) 団体・グ ループ等の活 動支援とネッ トワークづく り	3	町長室 福祉課 子ども家庭課 商工観光課 社会教育課 保健衛生課	【町長室】 ・町内各種団体への活動支援について、北谷町更生保護女性会、北谷町商工会女性部、北谷町母子寡婦福祉会へ「女性の翼」等の情報提供を行った。 【福祉課】 ・町内各種団体への活動支援について、北谷町更生保護女性会へ補助金交付による支援を行った。 【子ども家庭課】 ・町内各種団体への活動支援について、貧困対策で実施している子どもの居場所運営支援事業で活動している団体(ボランティアグループHOME、ボランティア団体はっぴー)へ補助金を交付し、活動の支援を行うことができた。 【商工観光課】 ・町内各種団体への活動支援について、補助金を交付することによって北谷町商工会女性部の活動に間接的に支援を行うことができた。(観光協会女性会員による観光振興事業の策定、商工会女性部による緑化事業を推進、観光協会によるシーポートちやたんカーニバルにおける女性向けの観光振興事業「早朝ヨガ」の試験的实施) ・団体活動に関する情報提供について、関係団体独自のチラシ発行等の状況確認や町HPへの掲載等の調整を行った。 【社会教育課】 ・町内各種団体への活動支援について、社会教育委員会議を開催し、女性連合会の再開に向けて研究を行った。 【保健衛生課】 ・町内各種団体への活動支援について、北谷町食生活改善推進協議会の活動(月次定例会による学習、栄養教室等の実施)を事務局として支援ができた。会員=17人中男性1人。

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第1章 男女が支えあい築く住みよいまちづくり	3家庭・地域における男女共同参画の推進	(9) 地域活動における女性リーダーの育成	3	町長室 社会教育課	<p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性リーダー研修事業の実施について、PTA連合会指導者宿泊研修開催が台風7号接近のため中止となった。</li> </ul> <p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修への参加支援について、北谷町更生保護女性会、北谷町商工会女性部、北谷町母子寡婦福祉会へ「女性の翼」等の情報を、自治会長会へ内閣府主催の「女性自治会長情報交換会」についての情報提供を行った。</li> </ul>
		(10) 男性の地域活動への参画促進	2	社会教育課 町長室 生涯学習プラザ	<p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動への参加に関する広報・啓発事業の実施について、地区公民館において男の料理教室の開催ができた。参加人数:桃原区8人,桑江区3人,謝苅区7人</li> </ul> <p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動への参加に関する広報・啓発事業の実施について、広報ちゃたんにおいて地域活動に関する広報を実施した。各小学校の放課後子ども教室の参加や、各自治会の活動報告に繋がった。</li> </ul> <p>【生涯学習プラザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある地域活動の創出について、指導者育成・人材育成プログラムとして講座講師になるための講座を実施した。(定員20名中18人参加、受講率90%、男:女 7:11)</li> </ul>

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第1章 男女が支えあい築く住みよいまちづくり	3家庭・地域における男女共同参画の推進	(11) 高齢者等が安心して暮らせる支援体制の充実	3	福祉課 子ども家庭課 町長室 総務課 教育総務課 商工観光課 学校教育課	<p>【福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉関連計画等に基づく支援体制の充実について、男女の相談員を配置し相談しやすい体制作り、高齢者が安心して暮らし続けられる地域作りの推進、高齢者・障がい者個々の状況に応じた適正な相談支援の提供を実施できた。</li> </ul> <p>【子ども家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉関連計画等に基づく支援体制の充実について、育児相談や児童相談を通してジェンダーの視点に立った相談対応を実施した。ジェンダーの視点に立った相談対応を実施し、家庭内での家事育児分担に関する啓発が図られた。</li> </ul> <p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護休業等が取得しやすい環境整備の促進について、情報誌ハーモニーやパネル展等で、男女共同参画やワークライフバランス等について周知を図った。情報誌ハーモニー等を活用し男女共同参画の意義等について周知ができた。</li> <li>国際相談に関する情報提供について、人権相談、無料法律相談や参画推進月間等で県内の相談機関の紹介を行った。</li> </ul> <p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護休業等が取得しやすい環境整備の促進について、介護休暇について国家公務員と同等の制度を整備している。介護休業者1名</li> </ul> <p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護休業等が取得しやすい環境整備の促進について、介護休暇について国家公務員と同等の制度を整備している。(パンフ配布等総務課連携)</li> </ul> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際相談に関する情報提供について、町立学校における日本語指導通級による支援、県が日本語指導教諭2名を派遣、通った児童は39名であった。</li> </ul>

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第1章 男女が支えあい築く住みよいまちづくり	3家庭・地域における男女共同参画の推進	(12) 快適な環境づくりへの男女共同参画の推進	3	保健衛生課 農林水産課	<p>【保健衛生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境問題への男性の積極的参加の促進について、北谷町クリーン指導員(39人委嘱(うち男性14人))によるごみの適正排出の指導や不法投棄防止監視など、地域のクリーンリーダーとして活動する各行政区の巡回パトロール等を行った。</li> <li>快適な環境づくりに取り組む団体等への支援について、北谷町食生活改善推進協議会(会員17人中男性1名)の事務局として活動支援(月次定例会による学習、栄養教室等の実施)を行った。</li> </ul> <p>【農林水産課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>快適な環境づくりに取り組む団体等への支援について、農林水産業分野の取り組みをとおして、快適な環境づくりに取り組んだ。</li> </ul> <p>①苗木無料配布:1900本②緑化活動補助:自治会11件/小中学校6件</p>
		(13) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立	1	総務課 町長室	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災及び復興における男女共同参画の視点の反映について、自主防災組織の訓練の際に、男女共同参画の視点をもって取組が行えるように継続した働きかけを行った。自主防災組織に関する具体的取組として、『親子で防災遊びについての取り組み』を宮城区自治会(7月)及び美浜区自治会(12月)において実施した。</li> </ul> <p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災及び復興における男女共同参画の視点の反映について、地域防災計画、自主防災組織育成等で、女性の視点が反映されるよう女性の参画に関して総務課に依頼した。</li> </ul>

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第2章 互いに認め合い高めあう男女共同参画意識の形成	4次代を担う子どもたちへの積極的な意識啓発	(14) 教育関係者等への意識啓発	1	学校教育課 子ども家庭課	<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育、教育に関わる職員への意識啓発について、お互いに認め合える学級・学年づくりスマイルプログラム、Q-U、男女で区別しない名簿の意義や効果性を確認し実施できた。</li> </ul> <p>【子ども家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育、教育に関わる職員への意識啓発について、全ての職員が男女で区別をしない保育を心掛け取り組んでいる。保育所における男女共同参画の意識啓発が図られ、児童を性別で区別しない保育が浸透した。</li> </ul>
		(15) 男女共同参画を推進する教育の実践	7	学校教育課 子ども家庭課	<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「個」を重視する人権教育の推進について、各学校において、毎月「人権の日」を設定し、人権に関する取組を実施した。自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成につながった。</li> <li>・発達段階に応じた性教育の推進について、体育及び保健体育の授業における発達段階に応じた性教育の実施、小中学校においてエイズ予防のリボンを配布学習指導要領に沿った性教育が実施できた。エイズに関する取組を通して、性や命の大切さ等への理解が深まった。</li> <li>・男女平等の視点に立った道徳教育用教材、副読本の選択について、各学校の道徳年間計画に基づき、男女平等の指導の実施年間計画に沿って計画的に、男女平等の指導を実施している。</li> <li>・男女で区別しない名簿の継続について、「男女で区別しない名簿」の継続。男女関係なく児童生徒相互の人間関係の構築が進んだ。</li> </ul> <p>【子ども家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達段階に応じた性教育の推進について、①町立4小学校3年生を対象に命についての講演会(講師：誕生学アドバイザー) ②町立4小学校5年生を対象に妊婦体験・赤ちゃん人形抱っこ体験(講師：保健師、母子保健推進員) ③町立2中学校3年生を対象に思春期講演会(講師：助産師)などの各校各学年1回の実施によって、命の教育の充実、性感染症等の予防、10代の望まない妊娠の予防等に関する取組ができた。</li> <li>・男女で区別しない名簿の継続について、保育所において男女で区別しない名簿を継続している。保育所における男女共同参画意識の向上が図られた。</li> </ul>

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第2章 互いに認め合い高めあう男女共同参画意識の形成	4次代を担う子どもたちへの積極的な意識啓発	(16) 家庭への意識啓発	2	町長室 子ども家庭課 社会教育課	<p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個性を伸ばす家庭教育の促進について、情報誌ハーモニーによる意識啓発、参画推進月間でパネル展等を活用した意識啓発展示を行った。</li> </ul> <p>【子ども家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両親学級などを通じた情報提供、意識啓発等の充実について、妊娠届出及び出生届の際にパンフレットを配付をした。また、両親学級及び育児学級を実施。</li> </ul> <p>妊娠届出総数253人(H31.2.18時点)、両親学級延べ参加人数(2クール時点)74人(平均10人)、育児学級1延べ参加人数(4回実施現在)103人(平均25人)、育児学級2延べ参加人数(3回実施現在)86人(平均28人)</p> <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個性を伸ばす家庭教育の促進について、幼稚園において「親のまなびあいプログラム」を実施した。(参加人数 北谷幼稚園20人、浜川幼稚園約32人)</li> </ul>

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第2章 互いに認め合い高めあう男女共同参画意識の形成	5ジェンダー等の視点に基づく人権の尊重	(17) 家庭・地域・職場等における人権意識の確立	5	町長室 福祉課 子ども家庭課 学校教育課 商工観光課 生涯学習プラザ 社会教育課	<p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダーの視点に基づく人権に関する相談員への研修の実施(二次的被害の防止)について、相談についての町長室主催の研修又は講座の開催はできなかった。関係課においてはそれぞれの分野の研修等でスキルアップを図り適切に対応している。</li> <li>性同一性障害等への適切な対応について、情報誌ハーモニーに性の多様性に関する記事を掲載した。参画推進月間において性の多様性に関する情報を紹介した。</li> </ul> <p>【福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談時におけるジェンダーの視点に基づく適切な対応について、相談者個々の課題に応じた適切な支援を実施している。個々の状況に応じた適正な相談支援を提供した。</li> </ul> <p>【子ども家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談時におけるジェンダーの視点に基づく適切な対応について、育児相談や児童相談を通してジェンダーの視点に立った相談対応を実施した。ジェンダーの視点に立った相談対応により家庭内での家事育児分担に関する啓発が図れた。</li> <li>性に関する学習機会の充実について、町立4小学校3年生を対象に命についての講演会(講師:誕生学アドバイザー)、町立4小学校5年生を対象に妊婦体験・赤ちゃん人形抱っこ体験(講師:保健師、母子保健推進員)、町立2中学校3年生を対象に思春期講演会(講師:助産師)などの各校各学年1回の実施によって、命の教育の充実、性感染症等の予防、10代の望まない妊娠の予防等に関する取組ができた。</li> </ul> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性同一性障害等への適切な対応について、ジェンダーに関する正しい理解を性教育等の場において推進した。また中学校における校長講話のなかでジェンダー等への理解について話がなされた。</li> </ul> <p>【生涯学習プラザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性に関する学習機会の充実について、お父さんお母さんと子どもの幸せのための「子育てコミュニケーション」講座を開催した。(定員20名中17人参加 受講率85% 男:女 1:16)</li> </ul> <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性に関する学習機会の充実について、幼稚園において「親のまなびあいプログラム」を実施した。</li> </ul> <p>(参加人数 北谷幼稚園約20人 浜川幼稚園約32人)</p>

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第2章 互いに認め合い高めあう男女共同参画意識の形成	5ジェンダー等の視点に基づく人権の尊重	(18) DV (ドメスティック・バイオレンス)・性犯罪等に関する対策の強化	5	町長室 住民課	<p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発広報の推進について、情報誌ハーモニー55号にDVに関する記事、56号にJKビジネスに関する記事の掲載した。6月の参画推進月間パネル展については54号、11月の女性に対する暴力の防止に関するパネル展については56号に掲載できた。</li> <li>庁内における連携強化について、庁内体制の連携を構築するため、他自治体の事例を調査・研究等の情報収集を行った。関係課においては、相談事例に応じて適切な対応を行っている。</li> <li>ジェンダーの視点に基づく人権に関する相談員への研修の実施(二次的被害の防止)について、相談についての町長室主催の研修又は講座の開催はできなかった。関係課においてはそれぞれの分野の研修等でスキルアップを図り適切に対応している。</li> </ul> <p>【住民課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ストーカー行為等被害者保護の徹底について、DV等被害者の申出及び当該申出に係る他機関からの意見を踏まえ、町要綱に基づく住民票等の発行抑止を行うなど被害者保護を徹底することができた。</li> </ul>
		(19) 関係機関等との連携	3	町長室	<p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の提供について、人権相談、無料法律相談(年13回)、参画推進月間パネル展(6月)、情報誌ハーモニー56号で相談機関を周知できた。</li> <li>関連機関との連携について、人権相談、無料法律相談、中部配暴センター等相談機関等と相談者の相談をつなぐ連携を図った。相談窓口の設置、相談員の配置検討の情報収集を行った。</li> </ul>

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第2章 互いに認め合い高めあう男女共同参画意識の形成	6 固定的性別役割分担意識の変革	(20) 固定的性別役割分担意識の見直しに向けた意識啓発	2	町長室 社会教育課	<p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の調査結果等を活用した意識啓発について、参画推進月間、情報誌ハーモニー等を活用した固定的役割分担意識等見直しの周知を実施した。参画推進月間パネル展、ハーモニー発行(54~56号)</li> </ul> <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域行事等における固定的性別役割分担意識の見直しについて、地区公民館において男の料理教室の開催ができた。参加人数:桃原区8人,桑江区3人,謝苅区7人</li> </ul>
第3章 男女の仕事と生活の両立支援	7 仕事と生活の両立に向けた支援	(21) 仕事と育児・介護等の両立のための制度の定着と利用の促進	4	総務課 教育総務課 商工観光課 町長室 福祉課 全庁	<p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北谷町特定事業主行動計画に基づく取り組みの推進について、特定事業主行動計画の背景となる国計画等を情報誌ハーモニー等を活用し周知できた。</li> </ul> <p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北谷町特定事業主行動計画に基づく取り組みの推進について、妊娠・出産・育児ハンドブックの配布等を行った。女性の育休取得率100%、男性の育休取得者1名 男性の育児参加休暇取得率100% (平成30年度の育休取得者は17名で、その平均取得期間は440日間であった。)</li> </ul> <p>【総務課】 【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業法の利用促進について、妊娠・出産・育児ハンドブックの作成及び配布をした。介護休業者1名(平成30年度介護休業者は女性1名。介護休暇に特化した周知等はない。)</li> <li>・育児・介護休業取得者のスムーズな職場復帰に向けた情報提供について、休業者との連絡調整を密にして育児休業者等のスムーズに職場復帰を図った。</li> </ul> <p>【商工観光課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対する各種助成制度についての情報提供と利用促進について、国、県の女性就業事業、</li> </ul>
		(22) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について意識啓発の促進	1	商工観光課 総務課 教育総務課 町長室	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の周知徹底について、時間外勤務の縮減を図る。2月時点時間外勤務 H29:20,888時間 H30:17,334時間</li> </ul> <p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の周知徹底について、時間外勤務の縮減を図る。2月時点時間外勤務 H29:5,144時間 H30:4,564時間</li> </ul>

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第3章 男 女の仕事と 生活の両立 支援	8働く場における 男女共同参画の 推進	(23) 職場に おける男女平 等の確立	4	商工観光課 総務課 教育総務課 町長室	<p>【総務課】 【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セクシュアル・ハラスメント等防止対策の充実について、北谷町職員ハラスメント防止規程の周知を行った。また、ハラスメント相談員を配置し、その旨周知した。職員のハラスメントに対する知識や意識の向上が図られた。平成30年度、相談員への相談実績3回(総務課把握数)</li> </ul> <p>【商工観光課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画を推進している事業者の紹介について、商工会等関連機関よりの推薦依頼をはじめ紹介する媒体等の調整 町商工会女性部の活動状況等の情報収集により現状把握ができた。</li> </ul> <p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画を推進している事業者の紹介について、関係課と連携し情報収集を行いハーモニー等を活用して紹介をする取組を行うこととしていたが、該当する事業者の情報を得ることができず、紹介ができなかった。</li> </ul>
		(24) 再就職 に向けた支援	2	商工観光課	<p>【商工観光課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性起業家の紹介について、小規模事業者への支援を通じて、事例等の情報を共有、支援制度の設定を行った。</li> </ul>
		(25) 女性起 業家への支援	3	商工観光課	<p>【商工観光課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起業家を支援する資金融資制度などの情報提供について、実際の創業希望者への支援取り組みについて、実施しながら不足部分等の把握と、女性といった特定の創業希望者への対応等の検討を深化させる。創業支援計画の認定を受け、商工会や金融機関との次年度からの取り組み等の調整ができた。</li> </ul>
		(26) 事業者 における管理 的地位への女 性の登用促進	2	商工観光課	<p>【商工観光課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性を対象とした研修に関する情報の発信について、関係機関、事業者等への情報提供の推進として、国、県の女性就業事業、相談事業について町ホームページ等を通じて情報提供を行った。</li> </ul>

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第3章 男 女の仕事と 生活の両立 支援	9多様なライフス タイルに応じた 子育て支援	(27) 多様な ライフスタイル に対応した 保育サービスの 充実	1	子ども家庭課	【子ども家庭課】 ・「北谷町子ども・子育て支援事業計画」に基づく支援の充実について、ファミリーサポートセンター事業で多様なニーズに対して子育ての援助を行った。 会員数934人 年間活動件数3,478件 ※H30.12月末現在の北谷町の数値
		(28) ひとり 親家庭等に対 する子育てと 就業の両立支 援	4	子ども家庭課 福祉課 商工観光課 都市計画課	【子ども家庭課】 ・各種福祉制度の周知について、ひとり親家庭に対して、児童扶養手当や母子父子等医療費助成、各種貸付制度などの周知を図った。北谷町ホームページや広報誌等を活用し周知が図られた。 ・母子寡婦活動に対する支援について、母子寡婦福祉会に対し補助金交付を行った。児童扶養手当現況時に関係機関との共同相談場を設けて会員募集に協力した。会員数40人 【福祉課】 ・各種福祉制度の周知について、町ホームページ、広報誌等を活用し周知、関連手続き一覧表を用いた窓口案内、制度利用の取りこぼしを 방지、経済的・精神的な自立のための支援の提供ができた。 【都市計画課】 ・町営住宅への優遇措置制度について、母子・父子世帯等の優遇対象世帯が入居者募集にかかる抽選に当選しやすいよう優遇措置を行った。当選者合計20世帯中優遇申込者が13世帯、そのうち10世帯が母子世帯として申込んだ世帯となっている。

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第3章 男 女の仕事と 生活の両立 支援	10男女の自立に 向けた意識啓発 及び支援	(29) 女性の 経済的・精神 的自立への支 援	3	町長室 住民課 福祉課 子ども家庭課 保健衛生課 商工観光課 農林水産課	<p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的、精神的自立についての啓発促進について、参画推進月間に①ワークライフバランスをテーマに講演会の開催やパネル展にて女性の就業につながるパンフレットの配布を行った。</li> </ul> <p>【住民課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種社会保障制度等の周知について、北谷町HPや広報ちやたんへ年金制度について掲載。個別ケースに応じた日本年金機構の連携制度周知を図り、個々に必要な情報提供を行うことができた。</li> </ul> <p>【福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種社会保障制度等の周知について、町ホームページへの情報掲載、パンフレット等配布による社会保障制度の周知、関連手続き一覧表を用いた窓口案内、制度利用の取りこぼしを防止、経済的・精神的な自立のための支援を提供ができた。</li> </ul> <p>【保健衛生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種社会保障制度等の周知について、ホームページや広報紙等を通じて国民健康保険制度の周知、個別の納税相談や医療費についての相談をそれぞれの家庭状況の応じた対応ができた。</li> </ul> <p>【農林水産課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定についての普及啓発について、家族経営協定に関する資料等を窓口に備え付けるなどして情報提供ができた。</li> </ul>

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第3章 男 女の仕事と 生活の両立 支援	10男女の自立に 向けた意識啓発 及び支援	(30) 男性の 生活的自立の ための啓発と 支援	2	町長室 社会教育課 生涯学習プラ ザ 福祉課 保健衛生課	<p>【保健衛生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の生活者としての自立支援について、食・栄養に関する教育 ①スマートダイエット教室(15名中男性2名) ②出前講座(地域での栄養講話、ボランティア学習会)(出前講座(食育SAT=48名中男性6,栄養講話=17名中男性1,ボランティア学習会=20人中男性5)を行った。</li> </ul> <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の生活者としての自立支援について、地区公民館において男の料理教室などの実施した。参加人数 桃原区8人、桑江区3人、謝苜区7人</li> </ul> <p>【生涯学習プラザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭生活における男女の支え合いについて啓発について、お父さんお母さんと子どもが幸せのために「子育てコミュニケーション」講座を開催した。定員20名中17人参加 受講率85% 男:女 1:16 1組は夫婦参加</li> <li>・男性の生活者としての自立支援について、男女参加OK発酵調味料と時短クッキング講座を開催した。定員16名 ①芋床 参加者人数(男:女) 17名(3:14)②塩麴14名(2:12) ③トマト麴17名(4:13)</li> </ul> <p>【福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の生活者としての自立支援について、毎週水曜日の午後に沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター中部が出張相談を開催生活困窮者の様々な相談を受け、色々な関係部署等へつなぎ、問題を解決に向けた支援ができた。</li> </ul> <p>【保健衛生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内各種団体への活動支援について、北谷町食生活改善推進協議会の活動(月次定例会による学習、栄養教室等の実施)を事務局として支援ができた。会員=17人中男性1人。</li> </ul>

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第4章 男 女の健康づ くりの充実 と福祉の向 上	11心身の健康づ くり及び日常生 活支援	(31) 男女の 生涯を通じた 健康管理・健 康づくり支援	3	保健衛生課 社会教育課 土木課 保健衛生課 福祉課 商工観光課	<p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢や性別に応じた健康支援について、新体力テスト実施した。参加人数15人。</li> </ul> <p>【保健衛生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりの健康づくりを支援する環境の充実について、①保健相談センター機能訓練室開放事業(利用=延5197人(実200人程度))②ちやとれ利用券配布(集団健診受診者等対象)(利用=100人程度)を行った。</li> <li>・男性への相談対応及びこころの健康支援について、①こころの健康パル 礼展(9月,3月の2回実施(役場,保健相談センター))、ゲートキーパル-養成講座(1クール(2回)実施。参加者=26人中男性1人)に取り組んだ。</li> </ul> <p>【土木課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりの健康づくりを支援する環境の充実について、経常的な取組として、陸上競技場の芝広場拡幅及び音響施設の改良、野球場バックネットの改修、町営プールのロッカー数の増設、桃原公園及び砂辺馬場公園のバスケットコート舗装の改修など、関係施設等の維持管理及び維持補修を行った。</li> </ul> <p>【福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性への相談対応及びこころの健康支援について、男性に特化した相談体制には取り組んでいないが、個々の心身や生活の状況に応じた支援を提供している。個々の状況に応じた適正な相談支援を提供した。</li> </ul> <p>【商工観光課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性への相談対応及びこころの健康支援について、労働局等関係機関の紹介や、効果的な取組事例等の情報収集、周知を行う。国、県の相談事業について町ホームページ等を通じて情報提供を行った。</li> </ul>

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第4章 男 女の健康づ くりの充実 と福祉の向 上	Ⅱ心身の健康づ くり及び日常生 活支援	(32) 妊娠・ 出産期におけ る女性の健康 支援	5	子ども家庭課 保健衛生課 町長室 学校教育課	<p>【子ども家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを持つか持たないか、いつ持つのか、何人持つのかを決定する権利を有する考え方(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利))の普及啓発について、出生届時におけるパンフレット配付や育児学級での講話を通して家族計画や避妊に関する情報提供を行った。出生届 282人(H31.2.18現在) 育児学級1延べ参加人数(4回実施現在)103人(平均25人) 育児学級2延べ参加人数(3回実施現在)86人(平均28人)</li> </ul> <p>【保健衛生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを持つか持たないか、いつ持つのか、何人持つのかを決定する権利を有する考え方(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利))の普及啓発について、①妊産婦・新生児訪問指導(助産師)(妊産婦=実140人見込)、②保健師による妊産婦への個別支援(妊産婦=実30人見込)を行った。</li> </ul>
		(33) 介護予 防の充実	2	福祉課	<p>【福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女の違いに配慮した介護予防の充実について、地域活動及び介護予防事業への男性を促すような取り組みを意識している男の貯筋クラブを2地区で実施している。何かしらの活動に参加することで、新たな地域の活動の担い手としての役割が期待できる。</li> </ul>

北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成30年度)

第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第5章 平和行政及び国際交流・国際理解の推進	12 平和なまちづくり及び国際交流の推進	(34) 平和教育及び国際交流の推進	3	町長室 学校教育課	<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際理解・国際交流の推進について、中学校、英国派遣相互交流事業(派遣生徒6名)。小学校、オーストラリア交流。小学校教育課程特例校(英語活動)の実施。英国派遣生徒6名。英国からの訪問生徒8名。オーストラリア交流小学校5年又は6年で各学級2回実施。幼稚園から英語活動実施。</li> </ul> <p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際理解・国際交流の推進について、北谷町海外移住者子弟研修生受入事業でH30年度研修生ペルー1名を受け入れた。(※参考 H14~30年度研修生総数27名。)生涯学習プラザとタイアップで研修生を講師に講座開催。一般町民との交流が図れた。</li> </ul> <p>【町長室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際相談に関する情報提供について、人権相談、無料法律相談や参画推進月間等で県内の相談機関の紹介を行った。相談事例なし。</li> </ul> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際相談に関する情報提供について、町立学校における日本語指導通級による支援、県が日本語指導教諭2名を派遣、通った児童は39名であった。</li> </ul>

[北谷町男女共同参画会議の意見等]

- ・女性の各分野における積極的な登用について、その環境を整え、広く町民に向けての啓発も併せて全庁的な取り組みを望む。
- ・相談窓口の提供、相談対応の充実について、引き続き男女共同参画の視点をもって当たって欲しい。
- ・「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)」の普及啓発について、積極的、具体的な取り組みを望む。
- ・介護休暇取得について、介護離職がないように十分な情報発信を望む。
- ・育児休業休暇について、特に男性の育児休業休暇取得促進に関する積極的な取り組みを望む。
- ・ハラスメント対策について、実態把握をした上で、具体的な対策、取り組みを望む。広く町民向けの啓発等、積極的な取り組みを望む。
- ・性の多様性に関して継続して取り組むことを望む。

第二次北谷町男女共同参画推進計画（改定版）における施策34項目及び具体的施策97項目

No.	施策	具体的施策
1	(1) 北谷町男女共同参画推進条例の実効性の確保	ア 男女共同参画推進月間の推進
2		イ 北谷町男女共同参画都市宣言
3		(新)ウ 男女共同参画の視点に基づく行政の事務対応
4	(2) 各種委員会・審議会等への女性の参画の促進	ア 審議会等委員への女性の積極的登用
5		イ 女性委員ゼロ委員会及び審議会の解消
6		ウ 北谷町男女共同参画女性人材バンクの活用
7	(3) 行政における女性の企画・立案への積極的関与と管理職への登用促進	ア 職員に対する男女共同参画研修の充実
8		イ 女性の研修機会の拡大及び積極的な参加の促進
9		ウ 女性職員の職種への配慮（庶務担当等への偏りの防止）
10		エ 女性職員の管理職への環境整備
11	(4) 女性の政治参画の促進	ア 女性の政策・方針決定過程への参画の促進
12	(5) 家庭・地域での男女共同参画に向けた啓発促進	ア 「男女共同参画社会」という用語や趣旨の周知徹底
13		イ 男女共同参画についての情報の提供
14		ウ 男女共同参画講座の充実
15		エ 町民参加型の啓発事業の実施
16	(6) 男性の家事・育児・介護等への参画促進	ア 男性の家事・育児・介護等への参画促進
17		イ 男性が家事や育児に参加しやすい環境づくり
18	(7) あらゆる団体の長や役員への女性の積極的登用の促進	ア 自治会区政委員会やPTA役員等への女性選出の働きかけ
19	(8) 団体・グループ等の活動支援とネットワークづくり	ア 町内各種団体への活動支援
20		イ 団体活動に関する情報提供
21		ウ ネットワーク化支援
22	(9) 地域活動における女性リーダーの育成	ア 女性リーダー研修事業の実施
23		イ 各種研修への参加支援
24		ウ 研修に関する情報提供
25	(10) 男性の地域活動への参画促進	ア 地域活動への参加に関する広報・啓発事業の実施
26		イ 魅力ある地域活動の創出
27	(11) 高齢者等が安心して暮らせる支援体制の充実	ア 福祉関連計画等に基づく支援体制の充実
28		イ 介護休業等が取得しやすい環境整備の促進
29		ウ 国際相談に関する情報提供

第二次北谷町男女共同参画推進計画（改定版）における施策34項目及び具体的施策97項目

No.	施策	具体的施策
30	(12) 快適な環境づくりへの男女共同参画の推進	ア 環境問題に関する方針決定過程への女性の参画促進
31		イ 環境問題への男性の積極的参加の促進
32		ウ 快適な環境づくりに取り組む団体等への支援
33	(13) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立	ア 防災及び復興における男女共同参画の視点の反映
34	(14) 教育関係者等への意識啓発	ア 保育、教育に関わる職員への意識啓発
35	(15) 男女共同参画を推進する教育の実践	ア 「個」を重視する人権教育の推進
36		イ 発達段階に応じた性教育の推進
37		ウ 男女平等の視点に立った道徳教育用教材、副読本の選択
38		エ 男女で区別しない名簿の継続
39		オ キャリア教育の充実
40		カ 思春期における育児・介護体験事業の実施
41		キ 性別にとらわれない職業選択の意識啓発
42		(16) 家庭への意識啓発
43	イ 両親学級などを通じた情報提供、意識啓発等の充実	
44	(17) 家庭・地域・職場等における人権意識の確立	ア 家庭・地域・職場等におけるジェンダーの視点に基づく人権意識の確立
45		イ ジェンダーの視点に基づく人権に関する相談員への研修の実施（二次的被害の防止）
46		ウ 相談時におけるジェンダーの視点に基づく適切な対応
47		エ 性に関する学習機会の充実
48		オ 性同一性障害等への適切な対応
49	(18) DV（ドメスティック・バイオレンス）・性犯罪等に関する対策の強化	ア 啓発広報の推進
50		イ 庁内における連携強化
51		ウ ジェンダーの視点に基づく人権に関する相談員への研修の実施（二次的被害の防止） ※第2章5（17）イ再掲
52		エ ストーカー行為等被害者保護の徹底
53		オ DV相談窓口の設置検討及び相談専門員の配置検討
54	(19) 関係機関等との連携	ア 情報の提供
55		イ DV・性犯罪を見逃さない地域づくり
56		ウ 関連機関との連携
57	(20) 固定的性別役割分担意識の見直しに向けた意識啓発	ア 国の調査結果等を活用した意識啓発
58		イ 地域行事等における固定的性別役割分担意識の見直し

第二次北谷町男女共同参画推進計画（改定版）における施策34項目及び具体的施策97項目

No.	施策	具体的施策
59	(21) 仕事と育児・介護等の両立のための制度の定着と利用の促進	ア 育児・介護休業法の利用促進
60		イ 事業者に対する各種助成制度についての情報提供と利用促進
61		ウ 育児・介護休業取得者のスムーズな職場復帰に向けた情報提供
62		エ 北谷町特定事業主行動計画に基づく取り組みの推進
63	(22) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について意識啓発の促進	ア 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知徹底
64	(23) 職場における男女平等の確立	ア 男女雇用機会均等法、パートタイム労働法等についての周知
65		イ 妊娠・出産期における女性の就業環境の整備
66		ウ セクシュアル・ハラスメント等防止対策の充実
67		エ 男女共同参画を推進している事業者の紹介
68	(24) 再就職に向けた支援	ア 再就職のための情報提供
69		イ 就業に必要な能力開発等の支援
70	(25) 女性起業家への支援	ア 起業家セミナー等の情報提供
71		イ 起業家を支援する資金融資制度などの情報提供
72		ウ 女性起業家の紹介
73	(26) 事業者における管理的地位への女性の登用促進	ア 女性の積極的登用について事業者への啓発活動の推進
74		イ 女性を対象とした研修に関する情報の発信
75	(27) 多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実	ア 「北谷町子ども・子育て支援事業計画」に基づく支援の充実
76	(28) ひとり親家庭等に対する子育てと就業の両立支援	ア 各種福祉制度の周知
77		イ 母子寡婦活動に対する支援
78		ウ 就業に必要な能力開発等の支援 ※第3章8(24)イ再掲
79		エ 町営住宅への優遇措置制度
80	(29) 女性の経済的・精神的自立への支援	ア 経済的、精神的自立についての啓発促進
81		イ 各種社会保障制度等の周知
82		ウ 家族経営協定についての普及啓発
83	(30) 男性の生活的自立のための啓発と支援	ア 家庭生活における男女の支え合いについて啓発
84		イ 男性の生活者としての自立支援
85	(31) 男女の生涯を通じた健康管理・健康づくり支援	ア 年齢や性別に応じた健康支援
86		イ 一人ひとりの健康づくりを支援する環境の充実
87		ウ 男性への相談対応及びこころの健康支援

第二次北谷町男女共同参画推進計画（改定版）における施策 3 4 項目及び具体的施策 9 7 項目

No.	施策	具体的施策
88	(32) 妊娠・出産期における女性の健康支援	ア 子どもを持つか持たないか、いつ持つのか、何人持つのかを決定する権利を有する考え方（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利））の普及啓発
89		イ 妊娠及び出産期における健康管理の充実
90		ウ 発達段階に応じた性教育の推進 ※第2章4（15）イ再掲
91		エ 思春期における乳幼児ふれあい体験学習
92		オ 両親学級等の充実
93	(33) 介護予防の充実	ア 男女の違いに配慮した介護予防の充実
94		イ 介護者に対する支援の充実
95	(34) 平和教育及び国際交流の推進	ア 平和教育及び平和推進事業の推進
96		イ 国際理解・国際交流の推進
97		ウ 国際相談に関する情報提供 ※第1章3（11）ウ再掲

## 男女共同参画社会基本法（抄）

### （地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 北谷町男女共同参画推進条例（抄）

### （男女共同参画推進計画）

第13条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策についての男女共同参画推進計画を策定しなければならない。

- 2 町長は、男女共同参画推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 町長は、男女共同参画推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する北谷町男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）の意見を聴かななければならない。
- 4 町長は、男女共同参画推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。
- 6 町長は、男女共同参画推進計画の実効性を高めるため、推進状況を把握し、及び分析して方策を講ずるものとする。

### （実施状況の公表）

第19条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。